

件 名	育休代替任期付職員について
受付日	令和8年8月 28 日
ご意見・ご提案 の概要	宮崎県は、男性の育休取得率が増加する中で、代替要員を迅速に配置して業務体制を維持するため、男性職員の育児休業に伴う欠員を補うため、「育休代替任期付職員（パパ育休アシスト職員）」を採用する。 この制度を岐阜県でも導入してはどうか。
県の考え方	当県においても、育児休業に伴う欠員に対応するため、あらかじめ育休任期付職員を確保し、欠員が生じた場合に代替職員として配置しています。 ご提案いただいた宮崎県の取組については、内容や運用状況、効果等について情報収集を行い、導入の可否について検討してまいります。
担当課	知事公室 人事課